

議第35号 呉市犯罪被害者等支援条例の制定について

1 制定の趣旨

犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進するため、条例を制定するものです。

2 条例の内容

犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」といいます。）の支援についての基本理念及び犯罪被害者等に対する市、市民及び事業者の責務等を定めるほか、次に掲げる犯罪被害者等を支援する施策等を定めます。

(1) 相談及び情報の提供等

市は、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、情報提供及び助言を行うとともに、支援に必要な関係機関等との連絡調整を行います。

(2) 民間支援団体に対する支援

市は、犯罪被害者等の支援活動を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものに対して、必要な支援を行います。

(3) 啓発活動

市は、犯罪被害者等への支援の重要性等について市民及び事業者の理解を深めるための啓発活動を行います。

(4) 日常生活の支援

犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、別に定めるところにより、一時的な住居の提供を行います。

(5) 見舞金の支給

犯罪被害者等に対し、別に定めるところにより、次の見舞金を支給します。

ア 犯罪行為により1月以上の加療を要する傷害を受けた場合 10万円

イ 犯罪行為により死亡した場合 30万円

3 施行期日

平成28年4月1日

4 市民意見公募手続（パブリックコメント）の実施

平成27年9月14日から10月13日までの間において、呉市犯罪被害者等支援条例（素案）を呉市のホームページへ掲載するとともに、各市民センター、本庁舎1階ロビー及び呉市福祉会館3階人権センターにおいて配布し、市民意見の募集を実施しました。

5 提出された市民意見等

意見件数 2件

提出された意見の概要	市の考え方
<p>条例が作られることは心強い。 条例の内容は、読んだだけでは難しく感じるので、できるだけ分かりやすく広報してほしい。</p>	<p>犯罪被害者等の支援については、市政だよりやパンフレット等で広報する際、できるだけ平易な表現を使うなど、分かりやすい内容になるよう努めます。</p>
<p>市役所のどこに相談に行ったらいいのかわかるようにしておいてほしい。</p>	<p>人権センターの窓口に、犯罪被害者等の相談窓口であることを表示するとともに、広報にも努めます。</p>

6 関係法令

- (1) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）
- (2) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）